

# 令和7年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 令和7年6月10日（火）午前10時開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	福塚実	1 市道大津相谷線について (1) 着工時期について (2) 遅延の状況について (3) 竣工時期について  2 西吉野農業高校について (1) 卒業後の就職状況について (2) 寮生の状況について (3) 寮の管理、寮母について  3 県の災害応急対策（防災拠点）について (1) 県の整備基本計画について (2) 防災拠点の周辺整備について	市長・部長  市長・部長  市長・部長
2	仲山嘉	1 市指定のごみ袋について 2 五條市の道路の凸凹箇所について 3 救急対応について (1) 狭隘な場所に対する救急車の運用について 4 ネーミングライツ歩道橋について 5 防災拠点について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
3	谷勝啓	1 こども食堂について (1) 市内の現状について (2) こども食堂に対する市の認識について (3) こども食堂に対する補助金について	市長・部長

- 第二 報第 六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について
- 第三 報第 七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について
- 第四 報第 八号 令和六年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について
- 第五 報第三十六号 五條市税条例の一部改正について
- 第六 報第三十七号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止について
- 第七 報第三十八号 財産の取得について
- 第八 報第三十九号 財産の取得について
- 第九 議第 四十号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
- 第十 議第四十一号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十一 請願第 一号 狹隘道路における救急車の通行問題に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
福塚	岩本	窪田	吉田	谷勝	中俊	秋山	仲山
		佳		勝	俊	直	
実孝	秀正		啓	樹	嗣	嘉	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長  
副市長  
教育長  
技監  
市長公室長  
総務部長  
危機管理監  
すこやか市民部長  
あんしん福祉部長  
産業環境部長  
都市整備部長  
教育部長  
西吉野支所長  
大塔支所長  
会計管理者

平福 井原 池田 戸野 辻亀 馬場 横谷 栗林 安満 小田 泉伸 榮子

岡塚 上田 嶋田 野嶋 佳和 田和 美隆 由美 隆美 利光 義尚 林光 満章 田章 井之 淳子

九番 山 耕 司  
十番 吉 雅 範  
十一番 藤 美 子  
十二番 大 谷 龍 雄

事務局職員出席者

財政課長  
土地開発公社事務局長  
杉 窪  
村 田  
和 真  
彦 也

事務局長  
事務局次長  
事務局総務係長  
事務局係員  
速記者  
中 番 神 川 久  
嶋 匠 農 西 保  
大 悠 典 孝 雅  
輝 輝 子 章 彦

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、昨日の延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これより、日程に入ります。

○議長（岩本 孝）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は、全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

す。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。初めに、八番、福塚 実議員の質問を許します。（「八番」の声あり）八番、福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）議長から発言の許可をされましたので、八番、福塚 実、一般質問させてもらいます。

まず、一番に、市道大津相谷線について。二番、西吉野農業高校について。三番、県の災害応急対策（防災拠点）について質問させていただきます。

まず、一番、市道大津相谷線についてです。

この市道大津相谷線、長いこと時間かかっているんですけど、この着工時期をお教えください。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）八番、福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年九月からの着工となっております。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この上野のとこの令和四年度から着工するということなんですけれども、あの辺は水没等が頻繁に起こるところでございまして、なかなか工事が進んでいないという状況なんですけれども、昨今、この上野公園やシダーアリーナが盛んに様々なイベントやスポーツを行うことから、いつも駐車場の問題が報告されてます。

その中で、市道大津相谷線の完成が遅れている要因であったり原因をお答えください。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和六年度中の完成を目指し工事を進めてまいりましたが、市道と公園入り口などの取り合い部分の設計見直しなどにより、完成が遅れております。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これ、今ちよつと言わせてもうたんですけど、これから梅雨に入って台風など、またあそこ四回か五回ですかね、浸水しとると思うんですけども、これから完成に至るまで、どれぐらいの時期を考えているのか、また念頭に置いているのか、竣工時期についてどう考えているのかお答えください。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和七年度末に本線が通行できるようになるように、今年度分の工事発注を進めております。仮設道路の撤去など、全ての工事の完成につきましては令和八年度中を予定しております。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）令和八年度、これ道路の部分だけ、資材撤去の部分だけを令和八年度で完了することを目指しとるつちゆうことですか。ちよつとお答えください。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和八年度中に仮設道路撤去も含めて完了というふうを考えております。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）道路の完成ではそうですけど、市道大津相谷線の北側になるんですか、今、ユンボやいろいろな重機置いてある場所なんですけれども、あの辺も駐車場にするという計画だったと思うんですけども、あの辺の整備も含めて、その時期に終われるのか、その辺はどうですか。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和八年度に道路部分の完了を目指しており、完了後に公園の駐車場の整備を進めてまいります。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）そしたら令和八年度、それ以降になるということですか。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）令和八年度、道路工事完了後に着工ということになります。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これは遅れてるということですが、最初に計画したときに、その着工時期ですか令和四年度でしたんやけれども、このときには完了というか、整備がこんだけかかるとなつてなかった。前もこの質問させてもうたんですけれども、そのときに資材が、搬入が遅れてるという状況やったんですけれども、やはり今、市道大津相谷線、たぐさんのことが、シダーアリーナも含めて、上野公園も含めて、たぐさんの方が利用される中で、やはりこんだけ遅れてるつちゅうのはちよつと五條市としてもいかなものかな。

また、あの道にいろんな方が駐車場いっぱい止めてしまうということもありますんでね、やはり早期に解決していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしときます。その辺どうですか。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

工事遅れているのは確かでございます。完成に向けて鋭意努力させていただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やっぱり利便性も、あそこ大変重要な拠点となりますので、よろしくお願いしときます。

続きまして、二番の西吉野農業高校について質問させていただきま

す。まず一番、卒業後の生徒の就職、また進学状況についてお答えください。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

令和六年度卒業生は九名で、その内訳は大学への進学者が四名、就職者が四名、就農者が一名で、卒業生全員の進路が決定しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）全員がちゃんと進路、就職なり進学っていうことなんですけれども、その大学っていうのをこの前もちょっと聞かせてもらった、どういうような大学に行ってるのか、ちよつとお答えもらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）大学の進学者につきましては、関西大学が一名、龍谷大学が一名、摂南大学が二名となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはりその環境によっていろいろあると思うんですけども、この進学して、また自分の新たな道を開けるつちゆうのは、この西吉野農業高校のこれからの特色になって、また今後、西吉野農業高校に来ていただける、そういう目指す生徒も増えてくると思いますので、またよろしく願いしときます。

続きまして、寮生状況についてですけれども、令和五年十二月に西吉野農業高校の生徒と市議会議員が意見交換会を開催した際、寮の食事について、寮生から改善してほしいという要望が出されたのですが、どのように改善したのかお答えもらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）寮生から食事は全般的に冷たいという意見がありましたので、業者に対して指示を行い、現在は改善されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）現在、入寮している生徒全員は、その寮の食事を食べているのか。その辺、教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）五十四名の寮生のうち、四十三名が寮の食事を食べている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）



○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五十四名中、四十三名が寮の食事。一部の寮生が寮の食事を食べてない、この理由は何かあるんですか。お答えください。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）食物アレルギーなどの身体的な理由や、自炊したいという本人の希望などで寮の食事を取らない生徒がいるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは三番の寮の管理、寮母について質問させていただきます。

令和七年四月から、寮における施設管理体制を変更した理由は何か。どういう理由で変更されたのかお答えいただけますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）寮の管理体制につきましては、これまで七時から二十二時までは生活指導員が午前一名、午後二名入り、加えて住み込みで寮父、寮母、二名の計三名、または四名が常駐しておりました。

令和七年四月からは七時から二十二時までは生活指導員が対応し、二十二時から翌朝七時までは警備員一名を配置することに変更しました。夜間等は最低限の管理体制で対応できると判断したため、現在の体制に変更しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この寮父、寮母が常駐しなくなったことによって、その寮生が不安を感じたりしていないのか。その辺はどうしているのかお答えもらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）二十二時から翌朝七時までは警備会社に夜間警備を委託し、寮生の緊急事態に備えております。

また、寮生の急病等に対して、常駐している警備員から教育総務課員等に連絡して、即座に対応する体制を取っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この寮母、その体制が変更になったことなんですけれども、もともと入学した方々は、その寮母がおるっていうことで寮に入っていたと思うんですよ。それがまたいなくなっただけで、ちょっと不安に感じてるという声が聞かれました。やはり、入寮してる、またいてくれるのはよく分かるんですけども、男性も女性もおります。その中で、入寮してる女子生徒、また寮母にしか相談できない事案もあるんですけど、女子生徒も含めて男子生徒も前の寮母さんがお母さんの存在だったのか、私はちょっと分からないんですけども、その辺に対して、どのような対応してるのか。

また相談ができないこともあると思うんですけども、先生に相談できないけれども、寮母さんであったり、そういう方々に相談したこともあると思うんですけども、その辺の対応がどうなってるか、お答えももらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）令和七年度から女性の生活指導員を任用し、女子生徒への相談にも乗っています。

また、教育総務課や西吉野農業高等学校の職員が寮への訪問回数を増やし、寮生が安心して寮生活を過ごせるように対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）行ってくれとるのは分かるんですけども、この女性の生活指導員を増員するなど、その女子生徒の不安を解消する対応をとることができないのか。

また、その相談に行ったときに男性の指導員が女子生徒の部屋に入って相談聞くつちゅうのもなかなか難しい問題。

また、みんなが集まるロビーで相談聞くつちゅうのも難しいと思うんですけども、その辺について、この女性の生活指導員を、また女子生徒のその不安を解消する対応、どのようにされるのか、ちょっとお答えももらえますか。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）生活指導だけでなく、相談業務等にも対応できる経験豊かな女性の生活指導員を確保することについては、なかなか難しいのが現状であります。

今後もハローワークへの求人登録を行うなどして、女性の生活指導員の割合を増やすことを検討してまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり、この高校でおるこの生徒にとって、西吉野農業高校でおられるつちゅうのは本当に、四年ですかね、おられるんですけれども、よい経験になると思うんですよ。

また、様々な、あまり五條市の農業に従事していただいて頑張っていたんですけども、その生徒さんにしてみたら、また五條市の様々なちよつとイベントとかに参加していただいて、地域との交流とか、また地域交流つちゅうんですかね、そういうふうなものもまた生徒たちに聞いていただいて、取り入れていただけたらありがたいなと思うんですけれども。

私もその子らとしゃべったときに、大変楽しい思い出ができたというような話も聞かせていただきましたんで、その辺も踏まえて、今後、よろしく願ひしときます。

教育長、何かもしあれば、お答えいただけたら。

○議長（岩本 孝）井上教育長。

○教育長（井上恵充）西吉野農業高校の生徒につきましては、市民の方々からも生徒に対して、大変かわいがっていただいているという実態がございます。

市の様々なイベントがございますが、例えばお祭り等があったときには、西吉野農業高校の生徒たちが自分たちが日頃育てている草花、あるいは葉ボタンというんですか、そういうような栽培品種を廉価で皆様方に御提供したり、様々な行事に参加しようとするところがございます。

今後も市民の行事等々、それをしっかりと担いながら、子供たちが地域の方々と一緒に地域コミュニティを育てるといふ観点から生活できるように、学校のほうとも相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私もなかなかその生徒たちと関わる場所がないんで、五條市がええとこやと、五條の住民は親切やということ、そういうコミュニティで参加することによって、また定住促進にもつながると思いますんで、どうかよろしく願ひしときます。

続いて三番の県の災害応急対策（防災拠点）について質問させていただきます。

まず県の整備基本計画についてお答えください。

令和七年五月二十六日に実施された第七回災害応急対策検討部会（防災拠点）で承認された、南部中核拠点五條県有地（整備基本計画案）

について、県からアクセス道路について、また国道百六十八号線バイパス等について、何らかの説明がありましたか。そこ答えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）整備基本計画案につきましては、昨日、御答弁させていただきましたとおり、奈良県から五月下旬に市及び地元代表者に対し、説明がございました。

以上、答弁いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）一般質問でこの県の内容うちゅうのがなかなかそれだけの答弁だけでは分かりにくいと思うんですけど、検討されたのが計画作成の背景と経過、経緯と。また、計画地の概要、整備の基本計画、コアゾーンに導入する施設造成計画、施設配置計画、支援ゾーンの整備方針、先行整備計画、基本計画図面等、制限表面図と周辺道路の課題検証、整備スケジュール概算事業費。

また平時の利用検討、当面の主な検討事項という形の中で計画されたと思うんです。その中で防災拠点の周辺整備についても、この整備スケジュールの中に出てくるんですけれども、防災拠点の周辺整備について、防災拠点に通じる市道等の整備が検討されているが、整備予算の負担は県と市のどちらがするのか、なっているのか。これ主に市道等が含まれるんですけれども、市の負担はあるのかないのか。

また、防災拠点の周辺には消防車も通行できない狭隘な道路が存在しておりますが、今後の対応をどう考えてるのかお答えください。

○議長（岩本 孝）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）南部中核拠点の周辺整備として、南部中核拠点へ通じる道路等の整備が検討されていますが、詳細につきましては決定していません。

また、周辺の狭隘な道路につきましては、出入りがより円滑になるよう、地元の意見も確認しながら、市のほうから県に要望してまいりたいと考えています。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この新しい計画案ですけれども、最初にあった大規模防災拠点のときには、この道路整備の中、地元の要望がその中に入っていたんですけれども、ちょうど阪合部のプレディア周辺ということで言わせていただくと、皆さん、黒駒やら大野やら、表野、山陰等、

その辺の地域のことを住宅地も多いうちゅうことで考えられるんですけども。

当初、大深、大平、樫辻、ちようどここ、こつち窓ないんですけども、見たら斜面にある住宅地があるんですけども、住まわれてる方がおられるんですけども、やはり私らも含めてですけど、頭の上を飛ぶんですね、ヘリコプターがね。でも、その大深であったり大平であったり樫辻であったり、この辺はちようどヘリコプターであったり、そういうルートはまだ決まっていなくて、目の前を通るような位置になるんですね、その離発着のときに。そのときに地元から要望があったのは、大深、大平、樫辻のその市道が狭いということで、また、救急車両や消防車両が通るのに不便やということ、その辺も改良していただきたいということやったんですけども、当初の計画からその辺が削除されている。

今後、その整備計画の中で、その山間部に住まわれる方が、特に大深、大平、樫辻の方々にしてみれば、目の前を通る。いったら、目の前を通るわけですね、家の、ヘリコプターで離発着ね。

そういう方々に対して、やはり道の整備ちゅうのは今後重要になってくると思います。また、お年寄りも多い地域ですのでね。その辺もちよつと考えていただきたいと思うんですけども。

その中で、防災拠点に関する地元の市道、県道、水路等の整備については、その辺の要望、県の担当部署へ言えばいいのか、また地元要望の窓口はどうなるのか、ちよつとお答えいただけますか。

○議長（岩本 孝） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝） 地元の要望等につきましては、市危機管理課が窓口となり、県のほうにお伝えさせていただきます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 地元のその有識者の会議の中に県の方も来ていただいて、また市の危機管理課もこれからもしよちゅう来ていただかないといけないと思うんですけども、やはりその地元住民にしてみれば、防災拠点、また消防学校来ることによって、地域の活性化、五條市の活性化になるということで、消防学校来るの大変喜んでおります。

また、そのプレディア周辺の道路整備等も含めて、今後、様々な課題が出てくると思うんですよ。そのときにやはりなかなか県庁まで行って、地元の要望を伝えるちゅうのは難しい。その辺も踏まえて、今回、その消防学校来ることによって、五條市の消防団だったり広域消防組合の方々もたくさんの方が五條市に来られる。その中で、阪合部の地域によって道幅が狭いであったり、対向できない道がたくさんある

んで、その辺も踏まえて、たくさん要望が出てくる。また改善しなければいけないことも出てきます。この道のことを言わせていただいたら、先ほど言わせてもらいました、一番に言わせてもらった大津相谷線ね、これ工事車両が入りますやんか。あの辺もやはり工事車両であったり、様々なルートの一つになっておったんですよ。工事が前向いていかないから、あの下を今、ダンプも今日も朝走ってましたけれども、やっぱり道の整備つちゆうのは大変、アクセス道路として重要になってくると思うんですよ。その辺も踏まえて、イベントで使うから市道大津相谷線のだけじゃなくて、今後、市長が言われておるJRの駅を上野に持つてくるであつたり、様々なイベントをする中で、いろんな道、阪合部へのアクセスつちゆうのが大事になってくると思うんですよ。

その辺も踏まえて、ちよつと一生懸命、地元と協力して、意見を聞いて頑張つていただきたいと思いますけれども、その辺について市長、答弁いただけませんか。

○議長（岩本 孝）平岡市長。

○市長（平岡清司）防災拠点については、もう県のほうからも方向性を出していただきましたし、やはり地元の方々の意見をしっかり聞いて取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。

今、議員のお述べのとおり狭隘な道が非常に多いなというふうに思っていますし、例えば水路の問題であつたり、いろんな問題が出てこようかなというふうに思いますので、そのことはしっかり市としても県のほうに要望してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）心強い言葉、ありがとうございます。

やはり、これ議会も市も地元も、また県の方々とも協力しあつて、意識共有していただいて一生懸命、この五條市をつくっていくっていう形の中で、また市長の手腕を期待しておりますので、どうかよろしく願ひしておきます。

それでは八番、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩本 孝）以上で、八番、福塚 実議員の質問を終わります。

次に、一番、仲山 嘉議員の質問を許します。（「一番」の声あり）一番、仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉議員質問席へ〕

○一番（仲山 嘉）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、仲山 嘉の一般質問を通告のとおり始めさせていただきます。

まず一番、市指定のごみ袋について。

現在、市指定ごみ袋の価格設定の根拠やコスト構造はどのように定められているのか。

また、周辺自治体との比較検証や価格見直しの予定について伺います。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁） 一番 仲山 嘉議員の御質問にお答え申し上げます。

市指定ごみ袋の価格につきましては、平成二十三年に十枚で五百円から二百五十円に変更しております。同じサイズの袋であれば、本市が二百五十円に対し、周辺自治体の橋本市が五百円、御所市が四百五十円であることから、本市の価格は安価であり、価格をさらに下げる予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）続いて、市指定ごみ袋の材質や形状、そして使い勝手に関する市民の声について質問させていただきます。

現在、市民の皆様が日常的に使用されている、市指定のごみ袋につきまして、私の元には以下のような具体的な御意見、御不満の声が数多く寄せられておりますので、数点、お伝えさせていただきます。

例えば、袋が薄く、少しとがったものや重量のあるものを入れると、すぐに破れてしまう。袋の底が弱く、水分を含んだ生ごみなどを入れると、液体が漏れてしまう。口が結びにくく、持ち運びに不便といったお声です。

こうした声は日々の生活の中でのリアルな不便さを物語っており、決して見過ごせるものではありません。特に御高齢の方からは、袋を結ぶのに力があるため難しい。何度も引っ張るうちに袋が破れてしまったといった加齢に伴う身体的な課題と結びついた声が聞かれます。また、子育て世代の保護者の方々からは、おむつなどの水分を含んだごみを入れると袋の底から漏れてしまうとの苦情があり、これもまた日常生活における切実な課題の一つです。

このような使い勝手の悪さは、単なる利便性の問題にとどまらず、ごみの分別意欲や排出の適正さに影響を及ぼしかねない重大な課題であると認識しております。

さらに袋の素材についても、中身が透けて見えることに対し、プライバシー面での不安があるという意見もあります。市民の精神的な抵抗感にもつながっていると考えられます。

そこでお伺いします。このような袋の材質や形状、使い勝手に関する市民の声を市として、どのように把握、集約しておられるのでしょうか。具体的には、市民からの声をどのような方法で受け止め、ごみ袋の使用に反映させるための見直しや、委託業者への改善要請を行っているのか。現在の取組状況について、具体的にお答えください。

また、今後の改善に向けて、アンケート調査の実施、町内会、自治会を通じた意見募集、SNSやLINE公式アカウント、市ホームページでの投稿フォーム設置など、より多様な市民の声を継続的、かつ幅広く収集できる体制の構築について、市として検討されているか、お考えがあるのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）ごみ袋は全市民が使用していることから、改善の要望があれば、直接お電話をいただくこともございます。全ての要望にお応えすることはコスト面で不可能なため、可能な範囲で改善できるよう検討しております。

昨年は市民の方が使いやすくなるよう、燃えるごみ袋の特小にまちをつけました。また、素材に関しましては、燃えるごみ袋は生ごみ等の柔らかいものを入れることが多く、重たくなることを想定し、多くの自治体が採用している引っ張りに強度が高い半透明の高密度ポリエチレン製で作成しております。

ほかのごみ袋は鋭利なものを入れたときに破れにくいことを想定し、伸びのよい透明の低密度ポリエチレン製で作成しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝）一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）ありがとうございます。

袋の素材や構造について、技術的な観点からの御説明をいただき、市として一定の工夫や改良を重ねてこられたこと、また、昨年には特小サイズの袋にまちをつけられたという点についても、市民の声を踏まえた改善として評価させていただきます。

ただ、実際に日常生活でごみ袋を使用している市民の中には、依然として袋が破れやすい、口が狭く入れにくい、取っ手がないため縛りづらいなど、繰り返し、同様の不便さを訴える声が根強く残っております。特に高齢者や障害をお持ちの方々にとっては、袋を縛ること自体が困難であるなど、生活の質に直接的な影響を及ぼしています。

そこで改めて提案させていただきます。市民の多様なニーズに応じた、以下のような製品改良を検討課題として取り上げていただけないでしょうか。



まず一つ、より簡単に縛れる取っ手つき袋の導入。

二つ目、水分が漏れにくい二重構造の採用。

プライバシー配慮を考慮した適度な透けにくさを持つ半透明素材の検討。

四つ目、高齢者や障害者世帯に向けた特別仕様のごみ袋の提供といった、多様なニーズに対応したごみ袋の在り方も、今後の検討課題としていただければと存じます。

市の財政事情もあるかと存じますが、より使い勝手のいいごみ袋を作成していただくことにより、市民のごみ分別意識が向上、さらにはごみ減量化につながればと期待しております。

また、現在は市民の声を窓口やコールセンター、議員などを通じて把握されているとのことでしたが、先ほども述べたように、広く市民の使用感を収集できるよう、アンケートの実際やLINEや市ホームページでの意見投稿フォームの整備、あるいは町内会、自治会と連携したフィードバックの体制構築なども、ぜひ、御検討いただきたいと思っております。

市民の目線に立った見えにくい不便の見える化が、より質の高い行政サービスへとつながるものと考えております。

また、話はやや変わりますが、ごみの減量化についても、一言、触れさせていただきます。五條市でもごみ分別回収、資源化について様々な努力がなされていることと思いますが、今後、特に課題となってくるのが使用済みの紙おむつごみの増加です。高齢化が進む中で今後、ますます紙おむつごみの排出量は増えていくと予測されます。

現在、使用済み紙おむつは燃えるごみとして処分されていると思いますが、含まれるし尿の影響で焼却炉にかかる負担は大きく、また、臭いの問題もあることから、今後、紙おむつを資源として再利用できる仕組みを検討すべきではないかと考えます。

具体的には、使用済み紙おむつ専用の指定袋を作成し、臭気を抑える構造にした上で、資源ごみとして回収、再利用する仕組みの導入です。福岡県大木町や千葉県松戸市などの自治体では、実際に紙おむつを資源化し、たい肥や燃料に活用するなどの事例もあります。環境省もこの取組を後押ししており、調査、研究を進める価値は十分にあると考えております。

市としても、今後の高齢化社会を見据えたごみ処理体制の一環として、紙おむつごみの処理方法についての検討をお願いしたいと思います。以上、市民の皆様の切実な声を基にしたごみ袋の改善、そして紙おむつの資源化という、生活密着型の視点から質問させていただきました。市民一人一人の小さな不便に寄り添い、その声を丁寧に行行政施策へとつなげていくことが、結果的にはごみの適正処理、減量化、そして行政サービス全体の質の向上につながるものと確信しております。

今後とも、生活現場の声に基づいた御対応をお願い申し上げます。

続きまして、五條市の道路の凹凸箇所について質問させていただきます。

五條市においても、市内を車や自転車で行っていると、道路の舗装が不自然にへこんでいる箇所や陥没と見られる路面沈下が複数見受けられるという声を市民からも頻りに寄せられています。

こうした路面のへこみや陥没は、特に夜間や雨天時には視認性が低く、歩行者の転倒事故や車両のバースト、ハンドル操作の誤りといった重大な事故を引き起こす可能性があります。全国的にも、例えば、昨年の埼玉県川越市でのトラックが道路陥没により横転、死傷事故となったような命に関わる重大事故も発生しております。決して他人事ではありません。

市民の安心や安全を守る観点からも、こうした危険性のある路面の異常については、早期発見、早期修繕が必要不可欠であると考えます。そこでまずお尋ねいたします。市内において、このような路面が沈下している箇所や凹凸が目立つ箇所について、市として現在、どのような数を把握されているのか、その状況をお聞かせください。

○議長（岩本 孝）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答え申し上げます。

本市では状況を把握しておりません。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝）一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）現状では市として、具体的な把握がなされていないということですが、路面が沈下しているということは、必ずそこに何らかの構造的、地盤的な問題が存在していると、可能性があるということことです。

例えば、舗装工事の際に転圧不足によって、経年で地盤が沈下したケースや、地中に埋設されている排水管や給水管が水漏れし、周囲の土砂が流出して空洞化した結果、上部の舗装が沈み込むといったケースが考えられます。

実際、こうした道路下にできた空洞が原因で、突然の陥没事故に発展する例は全国各地で後を絶ちません。

このようなリスクを未然に防ぐには、目視では分からない沈下の異常を把握するための非破壊型の空洞調査の実施が極めて重要だと考えます。この空洞調査は、専用の地中レーダーを道路表面から走行しながら的射すること、地下の空洞や異常箇所を発見できる技術で、ほかの自治体でも道路陥没対策の一環として導入が進んでおります。

そこでお尋ねいたします。現在、五條市において、この空洞調査を実施する予定があるのかどうか。また、今後の検討状況を含めて、お答えをお聞かせください。

○議長（岩本 孝） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

現在、市道の路面下の空洞調査を実施する予定はございません。今後は埋設管の管理者が行う定期点検と連携を図りながら、状況に応じて、調査の必要性を判断し、適切に実施してまいります。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ただ、今回のやり取りを通じて、正直に申し上げたいことがございます。

私としては、近年、全国で道路の陥没事故が相次いでいる中で、現時点で市としては把握していない、空洞調査も実施予定がないとの御答弁には、危機感の欠如を感じざるを得ません。市民の皆様は日々の生活の中で道路のへこみや沈下箇所を不安に感じながらも、それをどこにどう伝えればいいのか分からないという状況に置かれています。実際に私の元にも夜に車のタイヤが取れそうになった。自転車で子供が転倒しそうになった。歩道のへこみに気が付かず、つまずいたといった声が複数届いています。道路の沈下は目に見える凹凸だけでなく、その下に広がる見えないリスクが最も怖いものと思います。

転圧不足や水道管の劣化、地下水の浸食など、放置すれば空洞化が進み、ある日突然、陥没事故につながるリスクが現実にあります。これは被害が出てからでは遅いと思います。もちろん財政や人員の制約があることは理解していますが、だからこそ、埋設物管理者の連携や市民からの通報制度の整備、重点箇所に絞った簡易調査の導入など、やれる手段からでも今すぐ取り組んでいただくべきだと思います。市民の皆さんが日々通る道路は命を守るインフラであり、信頼の基盤だと思えます。

ぜひとも市としても、この問題を放置できない重要課題として位置づけ、実効性のある管理体制の強化に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

また、この問題が単なる苦情処理や修繕対応にとどまるのではなく、市民の安心・安全という本質的なテーマとして捉え直していただくことを願っています、次の質問に移らせていただきます。

次、三番、救急対応についてです。

狭隘な場所に対する救急車の運用。市民の生命、身体に係る救急対応について質問させていただきます。

消防事務については平成二十六年に奈良県内三十七市町村が一体となって設立した、奈良県広域消防組合が今年で発足から十年を迎えています。私も五條市選出の組合議員として組合運営に関わっておりますが、やはり市民の皆様から寄せられる声として、最も関心が高く、また不安の大きいのが生命に直結する救急対応の実態についてであります。

まず、五條市民の生命を守る上で重要な救急車の配備についてお伺いします。

奈良県広域消防組合、五條消防署の管轄においては、現在、どのような形で救急車が配備、運営されているのか。また、その台数、配置のバランス等について、現状をお聞かせください。

○議長（岩本 孝） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝） 救急車の運用につきましては、奈良県広域消防組合、五條消防署に確認したところ、高規格救急車として五條消防署に二台、西吉野救急出張所及び大塔分署にそれぞれ一台の合計四台の救急車を運用していると聞いております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） 救急車の運用につきましては、奈良県広域消防組合、五條消防署に確認したところ、高規格救急車として五條消防署に二台、西吉野救急出張所及び大塔分署にそれぞれ一台の合計四台の救急車を運用していると聞いております。

狭隘な地域における救急対応の課題については、五條市は自然に恵まれた風光明媚な土地である反面、地域全体として山間部や狭隘道路が多く点在しております。こうした地域では有事の際に緊急車両が現場まで進入すること自体が困難なケースがあり、特に人命に直結する救急搬送において、こうした地理的、道路的制約が大きな課題となっております。

現実問題として、道幅が狭いために救急車が住宅前まで進入できず、担架で長距離を搬送したり、別の支援用車両を使用して、傷病者を救急車まで移動させるといったケースもあると伺っております。これは搬送に時間がかかるだけでなく、患者本人にも救急隊にも大きな負担を与えるものです。

こうした地域の救急対応の現状を踏まえ、私からは小回りの利く軽自動車タイプの救急車の導入についてお伺いします。現在、五條署での配備状況はいかがでしょう。

○議長（岩本 孝） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）五條消防署での軽自動車タイプの救急車の配備はございません。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝）一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）しかしながら、私が耳にした事案の中には、実際に道幅が狭くて通常の救急車が入れず、傷病者宅から救急車の停車位置まで担架や軽車両で搬送することを余儀なくされたケースもあつたと聞いております。

これは決して一時的な特例ではなく、五條市の地理的特性から見て、今後も繰り返し発生する可能性がある深刻な課題です。道路の拡幅など、インフラ整備には長い時間と多くの財政的、行政的課題が伴いますが、それに対して、軽四輪タイプの救急車を導入するという手段は比較的即効性のある現実的な対応策と考えられます。

既に他県では山間部や密集住宅地など狭隘地域での救急対応を目的に、軽自動車ベースの救急車を導入し、実績を上げている自治体もございます。

こうした状況を踏まえ、奈良県広域消防組合に対して、軽救急車の導入要望は既に上げられているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩本 孝）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）軽自動車タイプの救急車の必要性を強く認識しており、奈良県広域消防組合への早期の軽救急自動車の運用について申入れを行っているところでです。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝）一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）軽自動車タイプの救急車について、必要性を認識していただいているということ。そして、既に奈良県広域消防組合に対して、申入れをされているとことで、大変心強く感じております。

私も組合議員としての立場を生かし、今後、組合議会等の場を通じて、同様の要望を引き続き粘り強く訴え、市民の救命率の向上、地域格差の解消に向けた取組を進めてまいります。

引き続き、市としての御理解と御協力をお願いいたします。

それでは四番、ネーミングライツについてです。次、ネーミングライツ制度についてお伺いします。

私は以前の一般質問にて、市の財源確保や地域活性化の一環として、ネーミングライツ制度の導入を提案し、当局においても真摯に御検討

いただいた結果、令和六年十月から制度の運用が開始されました。これは単なる広告収入の確保にとどまらず、企業と行政がパートナーとして地域に関わる新たな形であり、持続可能な公共サービス運営の一環と捉えております。

そこでまず、本市におけるネーミングライツの現状とその運用の基本的な仕組み、対象施設の選定方針、そして現在の制度周知の取組について、改めてお示しいただけますでしょうか。

○議長（岩本 孝） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。

本市におけるネーミングライツ制度は、令和六年十月から制度の運用を開始いたしました。

制度について、広報誌やホームページ等で周知し、随時、提案を募集しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） 制度が始まって間もないとはいえ、既に具体的な成果が出ているということは非常に前向きなことであり、市としての実行力と企業との連携が実を結びつつあると高く評価いたします。

その上で、これまでに契約締結に至った具体的なネーミングライツの事例について、対象となった施設、契約内容、契約期間、命名権料、つけられた愛称など、市民にも分かりやすくイメージできるような形で詳細に御説明お願いします。

また、そうした成果がどのように市の財政や広報効果、地域イメージの向上につながると見込んでおられるのかについても重ねてお聞かせください。

○議長（岩本 孝） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） これまでの実績は一件ございます。株式会社ベストライン様から、上野公園とその附帯施設について、ネーミングライツの提案をいただきました。

提案内容の審査を経て、五月二十九日に契約を締結したところです。

契約内容につきましては、契約期間が令和七年六月一日から令和十七年五月三十一日までの十年間。契約金額は税込み、年間百六十五万円。愛称は上野公園がベストライン上野パーク、野球場がベストラインスタジアム、多目的グラウンドがベストラインフィールド、テニスコートがベストラインコート、総合体育館がベストラインシダーアリーナ、防災力強化棟がベストラインシダーリーフとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） 橋本市では歩道橋や公園などに愛称がついています。ほかにネーミングライトを活用できる施設などはないか伺います。先進事例として、隣接する和歌山県橋本市では歩道橋や公園といった、日常に密着した公共施設にもネーミングライトを導入し、地元企業との連携による新たな価値創出に取り組まれています。

企業側からも広告効果が高く、地域への貢献を実感できるといった評価が寄せられています。

本市においても今後、さらに対象施設の幅を広げていくべき段階に来ているのではないかと感じております。本市内にも例えば交通量の多い幹線道路に架かる歩道橋や橋梁、市外からの来訪者も多い五條中央公園、バス停、公共広場、案内板など、広告価値のある施設が数多く存在しており、こうした施設への展開を視野に入れることで、より多くの企業との連携を促進し、市民サービスの充実、私有財産の有効活用、さらには地域経済の活性化にもつながると考えております。

そこでお尋ねいたしますが、現在、具体的にネーミングライトの対象として検討されている施設や分野、また今後の対象拡大の方針について、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（岩本 孝） 栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光） お答えいたします。

交通量の多い道路に架かっている橋梁は二橋ございます。また、議員お述べの市内外から多くの家族連れが訪れる五條中央公園があります。このような広告効果が高いと思われる施設について、制度を運用してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） 本市におけるネーミングライト制度が私の提案をきっかけに制度化され、実際にベストライン上野パークなどの具体的な契約に結びついていることは、議員としても大変喜ばしく、また市政運営の柔軟性と前向きな取組姿勢に心から敬意を表するものであります。

制度のスタートとしては順調な滑り出しと受けておりますが、やはりここで止まることなく、今後さらに幅広い対象施設への展開が重要だと感じております。

特に歩道橋や橋梁、公園、掲示板、ベンチといった市民にとって身近なインフラこそ、企業にとっても効果的な広告媒体となり得る一方で、

市としても維持管理費の一部を補える非常に有効なスキームだと考えております。

また、企業にとっては単なる広告ではなく、地域への貢献を通じて、地元と共に歩む姿勢を市民に示すことができる絶好の機会でもあります。これにより、市、企業、市民の三者が共に恩恵を受けられる官民連携の好循環が生まれることを大いに期待しております。

さらに言えば、ネーミングライツによって名づけられた施設が愛着や誇りを生むシンボルとなり、まちづくりの一環として機能していく。これは単なる収入確保にとどまらず、地名や公共空間が語られる機会が増えるという、見えにくい効果ももたらすものであります。

引き続き、制度の柔軟な運用と拡張性のある仕組みづくりを通じて、地域に根差したネーミングライツの活用が広がっていくことを強く期待いたします。

それでは最後、五番、広域防災拠点整備について質問をさせていただきます。

本市に設置が予定されております、南部中核防災拠点につきましては五條市だけでなく、奈良県南部全体にとっても災害発生時における物資の供給、応援部隊の集結、展開、そして被災地への迅速な支援活動を可能にする、まさに命を守る要となる施設であります。私自身も拠点が設置される地元の一議員として、この事業に非常に強い関心と責任を持っております。

しかしながら、どれほど機能の高い施設が整備されたとしても、そこへ至るアクセス道路が整備されていなければ、いざというときにその機能を発揮できないというのが現実です。特に五條市内には道幅の狭い区間やカーブのきつい箇所、また老朽化した橋梁なども散見されており、大型車両が緊急時に円滑に出入りできる環境整備は喫緊の課題であると強く感じております。

そこでまずお伺いいたします。本市として、南部中核拠点の整備に当たり、その機能を最大限に生かすためのアクセス道路の整備の必要性をどのように認識されているのか。また、現時点での道路を重点的に拡幅、改良の対象としておられるのか、市としての基本的なお考えをお聞かせください。

○議長（岩本 孝） 辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝） 南部中核拠点はその機能を最大限に生かすためには、いかに大型車両等が円滑に出入りできるかが極めて重要であり、防災拠点へのアクセス道路の整備が必要と認識しております。

現在、南部中核拠点整備基本計画案において、アクセス道路について検討中と聞いております。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 一番 仲山 嘉議員。



○一番(仲山 嘉) 南部中核拠点整備は単に市単独の取組ではなく、県全体、あるいは国の広域的防災戦略の中でも極めて重要な役割を担う施設であると考えております。したがって、アクセス道路の整備についても市の責任にとどまらず、奈良県や国からの支援を確保していくことが不可欠であります。

そこでお伺いいたします。アクセス道路の整備に関して、奈良県や国に対して、既に補助制度や財政支援を求める要望活動は行われているかどうか。また、今後、市としてはどのように要望を強化、展開していかれるおつもりなのか、具体的な進め方や方針をお聞かせください。

○議長(岩本 孝) 辻危機管理監。

○危機管理監(辻 佳孝) 南部中核拠点の周辺整備として、南部中核拠点に通じる道路等の整備が検討されておりますが、詳細については決定しておりません。また、南部中核拠点周辺の整備については地元の意見も確認しつつ、市から県に要望してまいります。

以上、答弁といたします。(「一番」の声あり)

○議長(岩本 孝) 一番 仲山 嘉議員。

○一番(仲山 嘉) 拠点周辺での訓練、連携体制づくりについてですが、また拠点の整備だけでは防災拠点としての機能は完成しません。それを有効に生かすには、人と組織の備えも欠かせません。

つまり、拠点周辺地域における防災訓練の定期的な実施、また消防、警察、自衛隊などの関係機関、地元自治会や自主防災組織との連携体制の構築が現場での初動対応力を高め、被害の最小化につながると確信しております。特に拠点が立地する地元地域の皆さんが防災活動の一端を担う存在として訓練に参加したり、役割分担を理解していただくことで、より機能的な拠点運用が可能になるはずです。

そこでお伺いします。市として、今後、この中核拠点を活用した実践的な防災訓練の展開や関係機関、地域住民と連携した平時からの連携体制づくりについて、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長(岩本 孝) 辻危機管理監。

○危機管理監(辻 佳孝) 今後、整備基本計画に基づき、市としてもよりよい中核拠点となるよう、地元及び消防等の防災関係機関と協議し、その結果を県に要望してまいります。

以上、答弁といたします。(「一番」の声あり)

○議長(岩本 孝) 一番 仲山 嘉議員。

○一番(仲山 嘉) この南部中核防災拠点の整備は、まさに私は地元にとっても市全体にとっても、そして奈良県全域にとっても非常に大きな

意義を持つプロジェクトです。地域に暮らす方々の命を守る基盤となる施設をどう生かすか。それは日々の備えと同時に、いざというときに動く道路、人、連携体制をどう整えていくにかかっています。私自身も地元議員として、市、県、国との連携を密にし、また地域住民の声を丁寧聞きながら、この事業が本当に意味のあるものとなるよう、今後も全力で取り組んでまいります。

○議長（岩本 孝）以上で、一番 仲山 嘉議員の質問とさせていただきます。

トイレ休憩のため、十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時九分休憩に入る

午前十一時十五分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

次に、四番、谷 勝啓議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓質問席へ〕

○四番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

初めに、こども食堂の市内の現状についてお尋ねします。

こども食堂は地域の子供たちが無料、または低額で食事ができることや、子供の孤食解消のために始まりましたが、現在は子供に限らず、地域コミュニティの集まる場所となり、子供や親同士の交流の場、高齢者の認知症防止、また多世代交流の場として、地域の人と人とのつながる居場所を提供する場となっています。

市として、こども食堂が市内でどれだけ運営されているか把握していますか。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）四番、谷議員の御質問にお答え申し上げます。

市が設けております、こども食堂推進会議というのがございまして、そちらのほうに御参加いただいている団体、個人の方が九者いらっしゃいます。この九者がこども食堂を運営されていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）子ども食堂の運営は、食材の調達はもとより、開催場所や調理する人員の確保など、運営されてる方々の好意と努力、ボランティアの人によって成り立っています。

市として、子ども食堂に対し、どのような認識をされていますか。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）市としては、先ほど、議員がお述べのとおり、子ども食堂が子供の孤食を避けることから始まり、現在は子供に限らず、地域コミュニティの集まる場所の機会の一つとなっております。また、子供同士の交流はもちろん、親世代の交流、さらには多世代交流に至るまで、地域の人と人とのつながりの一助となっております。さらには地域での見守り活動の一部にもなっているのではないかと考えており、非常に有益な社会資源だと認識しております。

市としては、そういった子ども食堂を今後も継続していただけるために、可能な限り、お手伝いしたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今、答弁いただきましたように、五條市としても子ども食堂は非常に重大なものと認識されているということですが、それを踏まえ、子ども食堂に対する補助金についてお尋ねします。

五條市から、子ども食堂に対する補助金がありますが、その金額と補助金の交付件数をお尋ねします。また、他市の子ども食堂に対する補助金の状況はどのようになっているか、把握していれば答弁ください。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）本市では五條市子ども食堂開設運営支援補助金を設けており、一回当たり十食以上提供するなど、条件はありますが、交付金額については開設準備経費として上限二十万円、運営経費として、子供に提供する食事、一食につき三百円とし、一年度につき、上限十八万円、学習環境整備経費として上限五万円としております。

補助金の交付件数については、令和六年度で四団体から申請があり、補助金を交付しているところです。

また、他市の子ども食堂に対する補助金の状況については、県内十二市で見ますと、補助金額に差はあるのですが、委託も含め、補助

金があるのは八市。四市が子ども食堂はありますが、補助金はなしと聞いております。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今、県内で八市が補助金等を交付していると答弁がありました。

五條市の補助金は三年間で令和七年度までと聞いていますが、他の七市について、子ども食堂に対する補助金は今後続くのか。また、補助金額は幾らか、状況を把握していれば答弁ください。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）各市に確認したところ、現在、補助金を交付している本市を除く七市につきましては、今後子ども食堂に対する補助金は継続予定と聞いております。

現在の各市の補助金のその状況なんですけれども、継続している、今現在、出しておりますところの奈良市のほうは、月一回開催で年間上限四十万円、また月四回程度の開催で年間上限二百万円と聞いております。

大和高田市のほうは一食二百円として、年間上限二十万円まで。大和郡山市、こちらは月一回で年間五十万円。食堂に加え、学習支援とかイベントなんかを行うと、年間六十五万円と、このように変わっていくようにも聞いております。橿原市ですが、年間上限三万円、もしくは開催回数に五千円を掛けたものどちらか少ないほうというふうに確認しております。あと、桜井市につきましては年間上限三十万円。御所市につきましては一食二百五十円とし、年間上限四十万円。ほかに研修とか交通費が必要でしたら上限五万円まで、学習交流会をやりましたら上限十万円というふうに聞いております。最後、宇陀市のほうなんですけれども、一食三百円として、年間上限十八万円と状況を聞いております。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）現在、補助金の制度がない四市、天理市、生駒市、香芝市、葛城市では、子ども食堂に対する補助金について要望があるか、状況が分かれば答弁ください。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）すみません、先ほどの補助金の金額なんですけど、橿原市の金額、ちよっと間違えておりましたので修正さ

せてください。先ほど、年間上限三万円と言いましたけれども、ごめんなさい、年間上限三十万円です。もしくは開催回数に五千円を掛けた、どちらか少ないほうになります。申し訳ないです。

それから、今、お聞きいただきました補助金のない四市についてのところなんですけれども、補助金制度のない四市について確認させていただいたところ、一市については補助金という声はあったけれども、要望書としては上がっていませんということ。ほかのところは要望は聞いていないという状況ですということでした。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）近年、光熱水費や米、食材などが高騰し、こども食堂を運営されてる方にとっては非常に厳しい状況となっていると思います。補助金が出ている市の中でも五條市は金額は少ないですが、こども食堂に対する補助金以外に、市として、ほかにどのように支援が考えられますか。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）市としましては、今後もこども食堂については引き続き市内で運営していただきたいと考えております。

こども食堂の存続に必要なものが何か、補助金を含め、こども食堂を運営されている団体等と協議、検討していきたいと考えております。

また、奈良県やNPO法人などによる補助金もありますので、それらの周知にも努めてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）今の答弁では、五條市以外の補助金もあるということですが、補助金以外の支援策はどのようにお考えですか。

例えば、昨年度は家庭や団体で余っている食品、食材を市へ持ってきていただき、子育て世帯やこども食堂へ配るフードドライブを実施していたと思います。ほかに何か考えられる支援策はありますか。

○議長（岩本 孝）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）補助金以外の支援策としまして、今、議員がおっしゃいましたフードドライブ事業がございます。

ほかにもこども食堂推進会議による運営者間の連携や家庭や団体から食品や食材を集め、こども食堂などで活用してもらうフードバンク事業の可能性など、あらゆる方法を考えながら、こども食堂の輪が市内に広がるよう、こども食堂を運営される方々と情報を交換しながら支援

してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。（「四番」の声あり）

○議長（岩本 孝）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）こども食堂は無料や低額で食事ができる子供の孤食を防ぐために始まり、今や子供だけではなく多世代の交流の場となり、地域での見守りの場や誰もが安心して立ち寄れる地域の居場所として大変重要な社会資源となっています。

こども食堂を運営されている方々の気持ちに少しでも応え、こども食堂の運営に協力をしていただけるよう要望し、五條市から補助金がなくならないように、来年から予算がつくようによろしくお願いいたします。

こども食堂は地域の子供だけでなく、地域のコミュニケーションが取れて、子供、大人、高齢者みんなが人と人とながって、孤独な食事をなくし、楽しい居場所をつくることです。五條市は年間、お祭りやイベントに何千万円も補助金をつけています。こども食堂は子供同士とのふれあい、貧困家庭、地域の見守りの場、孤独な一人の食事、高齢者の認知症防止、多世代の交流の場、親同士の交流の場、地域の人と人とのつながり、非常に有益な社会資源であります。

どうか市長、こども食堂の補助金を切らないようによろしくお願いいたします。

それと私が住んでいる近くの今井のこども食堂ルピナスは、県からも五條市からも一円も補助金を受け取っていません。

以上、谷 勝啓の一般質問を終わります。

○議長（岩本 孝）以上で、四番、谷 勝啓議員の質問を終わります。

昼食のため、一時まで休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩に入る

午後一時再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（岩本 孝）この際、福塚議員に申し上げます。

議会基本条例では、市民の負託に対する責任を果たし、市民の信頼を損なわないよう日々心がけ、議員活動を最優先するよう努めることとあるように、私たち議員は日常生活においても模範を示していかなくてはなりません。

福塚 実議員のルールを守らないごみ出しの行為によって、市民から苦情が届けられたことは議会の品位と市民の信頼を失墜させる行為でありますので、この場で厳重注意いたします。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このたびは申し訳ございませんでした。

○議長（岩本 孝）次に、日程第二、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について。

○議長（岩本 孝）報告を求めます。杉村土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 杉村和彦登壇〕

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社「令和六年度決算書・事業報告書」の一ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、令和六年度五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

まず、「一 収益的収入及び支出」（一）収入の部でございますが、第一款 土地開発事業収益の予算額合計一千七百四万六千円に對しまして、決算額は一千七百十万六千九百八十七円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては、一千二百八十五万六千二百四十四円となっております。当該決算額の内訳は、土地売却収益でございます。

第二項の事業外収益につきましては、三百十八万四千五百十三円となっております。当該決算額の内訳は、五条駅前臨時駐車場収益等でございます。

第三項の特別利益につきましては、百六万六千二百三十円となっております。当該決算額の内訳は、裁判供託金の還付や返戻を受けたもの

などでございます。

続きまして、(二) 支出の部でございますが、第一款 土地開発事業費用の予算額合計一千五百六十八千円に対しまして、決算額が一千四百五十五万一千二十一円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては、一千二百六十三万七千四百七十六円となっております。

第二項の事業外費用につきましては、三十四万七千四百四十五円となっております。

第三項の特別損失につきましては、百五十六万六千四百円となっております。

恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、「二 資本的収入及び支出」について、でございます。

まず、(一) 収入の部、第一款 資本的収入の予算額十三万六千円に対しまして、決算額が二万七千百一十一円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項 利子補給金でございます。借入金の利息支払額に対する市からの利子補給金二万七千百一十一円でございます。

続きまして、(二) 支出の部、第一款 資本的支出の予算額二千二百二十八万五千円に対しまして、決算額が二千二百四万七千八百五十六円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が二千二百四万七千八百五十六円となっております。

当該決算額の内訳は、用地費のほか、草刈業務委託等の管理費用でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額二千二百七十四万五千円につきましては、損益勘定留保資金で補填しております。

次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。

令和六年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純利益を表示するものであります。

一の事業収益二千二百八十五万六千二百四十四円から、二の事業費用合計一千二百六十三万七千四百七十六円を差し引くと、事業利益が二十一万八千七百六十八円となります。



事業利益に三の事業外収益合計三百十八万四千五百十三円を加え、四の事業外費用三十四万七千四百四十五円を差し引くと、経常利益が三百五十六万六千三百六十六円となります。

経常利益に五の特別利益百六万六千二百三十円を加え、六の特別損失百五十六万六千四百円を差し引くと、当年度純利益は二百五十五万五千九百六十六円の黒字となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

上段、利益剰余金計算書でございますが、令和六年度における利益準備金は、令和五年度末の利益準備金の残高二億六千七百七十八万五千六百八十一円に、令和五年度の純利益である前年度繰入金八万四千百十五円を加えた合計額の二億六千八百八十六万九千七百九十六円であります。下段、剰余金処分計算書でございますが、令和六年度の純利益である当年度未処分利益剰余金二百五十五万五千九百六十六円を利益準備金に積み立てるものとしております。

続きまして、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。

令和六年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和七年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

五ページの最も下の行の資産合計二十億二千六百二十九万六千六百六十四円に對しまして、次のページ、六ページの中頃に記載しております負債合計が十七億五千六百八十七万九千二百円。また、下から二行目の資本合計が二億六千九百四十二万五千七百六十二円で、負債・資本合計は二十億二千六百二十九万六千六百六十四円となります。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和六年度における当公社の現金の動きを明らかにしたもので、令和六年度における現金及び現金同等物減少額は六百九十三万二千五百十八円であり、期末残高は一千百五十七万五千六百五十八円となりました。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、令和六年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

一の公共用地取得事業でございますが、契約件数で一件の取得と二件の売却がございました。

公共用地の取得では、防災・災害等対応施設事業用地として、岡町の二千四百七平方メートルを二十万円で取得しました。

保有土地の売却では、今井島台工業団地の一部について、今井四丁目の一千二百三十九、八六平方メートルを一千二百五十五万八千四百四十円で、五條四丁目の二十九、三二平方メートルを二十九万八千二百円で、それぞれ市で所管すべき道路や水路であるため、市が買戻しを行っております。

二のその他の事業でございますが、保有土地の暫定利用としまして、五条駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。

また、保有土地の維持管理として、各事業用地において、草刈等の適切な維持管理を実施しております。

また、保有土地の簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市基金から借入れを行っているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三の五条駅前臨時駐車場の利用状況でございますが、月別の利用状況を記載いたしております。令和六年度末では六十八台の駐車枠数に対して、六十五台の利用がございました。

四の訴訟の和解についてでございますが、令和四年度から訴訟となっていた吉野ストアに対する土地明渡請求が、令和六年五月二十九日に和解が成立し、新たに当該土地の賃貸借契約を締結したことを御報告申し上げます。

五の経理の状況についてでございますが、令和六年度の収益的収支及び資本的収支の状況を記載いたしております。

続いて、十ページを御覧ください。

六、理事会の議決事項では、令和六年度中の予算や決算など、公社理事会で議決された件名と議決日を記載しております。

七、職員に関する事項では、公社事務局の職員について記載しております。

続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。

令和六年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、公社の正味財産を表す表でございます。

まず資産の部でございますが、合計で二十億二千六百二十九万六千六百六十四円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的、または短期間に反復して発生する取引に伴い、発生した資産、さらに短期間に消費され、またはほかの形態に転換する資産であります。

流動資産につきましては、現金預金の一千百五十七万五千六百五十八円、基本財産の五百万円、未収金の七万八千八百五十一円、事業用地の二十億九百六十四万二千五百五十五円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で十七億五千六百八十七万九百九十二円となっております。この内訳といたしましては固定負債として、五條市基金からの長期借入金が十三億五千五百六十八万円でございます。

また、事業活動における取引によって発生した負債等であります流動負債が四億百十九万九百九十二円となっております。結果としまして、差引正味財産は二億六千九百四十二万五千七百六十二円となっております。

十三ページ以降の附属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、令和七年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書について御報告申し上げます。

令和七年度予算につきましては、六月定例会前のさる四月二十八日に公社理事会において補正予算を議決しておりますので、一部補正予算書と合わせて御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「令和七年度五條市土地開発公社・事業計画書、予算書、資金計画書」の一ページを御覧いただきたいと存じます。最初に、令和七年度事業計画でございます。

一 的一般用地取得造成事業計画の新規事業及び継続事業、二の公共用地取得事業計画の新規事業につきましては、双方とも令和七年度の計画でございます。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の今井島台工業団地から道路改良事業用地（市道五條二十七号線）までの九つの事業用地について、維持管理費を計上いたしております。

続きまして、令和七年度予算を御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部では、第一款、土地開発事業収益といたしまして、二億三千三百八十三万八千円を計上しております。

その内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては二億百万九千円を、第二項の事業外収益としまして二百八十二万九千円を計上

いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして一億九千七百一十五千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては一億九千五百五十二万五千円を、第二項の事業外費用としまして九十九万円を、第三項の予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

資本的収支につきましては、補正予算により予算額に変更がありますので、お手数ですが別冊の「令和七年度補正予算書（第一号）・変更資金計画書」を御覧いただきたいと存じます。

一ページを御覧いただきたいと存じます。

第二条の資本的収入及び支出の予算額でございますが、資産や負債の増減に係る収入及び支出を計上するものであります。

まず、収入の部でございますが、第一款、資本的収入といたしまして、第一項、利子補給金百六十九万五千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第一款、資本的支出といたしまして二億五百四十五万一千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項、用地取得造成事業費につきましては、三千五百四十五万一千円を計上いたしております。五条駅前臨時駐車場整備工事を行うため、当初予算から工事請負費を二千九百六十一万二千円の補正を行っております。

第二項、借入金償還金につきましては、一億七千万円を計上いたしております。当初予算から工事請負費の資金を確保するため、三千万円の減額補正を行っております。

なお、資本的収入額の百六十九万五千円が、資本的支出額の二億五百四十五万一千円に対して、不足する額である二億三百七十五万六千円は損益勘定留保資金で補填するものとしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和七年度資金計画を御説明申し上げます。

引き続き、補正予算書（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、（二）の事業収益から（六）の未収金の合計が二億二千七百九万一千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、（二）の事業費用から、（七）の未払金の合計が二億八百四十万五千円となっており、差引で八百六十八万六千円の資金残高を見込んでおります。

続きまして、三ページから四ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま、御覧いただいておりますものは、令和七年度予定貸借対照表でございまして、令和七年度末における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります。令和八年三月三十一日時点で予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

三ページの資産合計の十八億六千九百九十二万九千円に對しまして、次の四ページにございまして負債合計が十五億八千五百六十八万円、資本合計が二億七千六百二十四万九千円、負債・資本合計は十八億六千九百九十二万九千円にございまして。

続きまして、五ページを御覧ください。

債務に関する計画書でございます。

長期借入金令和六年度末の債務額は十三億五千五百六十八万円で、令和七年度中に新たな借入予定はなく、一億七千万円の償還を予定しておりますので、令和七年度末の債務額は十一億八千五百六十八万円となる見通しでございます。

なお、六ページ以降の予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。以上で、報第六号 五條市土地開発公社の経営状況の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）令和六年度、決算書、事業報告書に対する質問をします。

この中で、預金、また利益、いわゆる黒字と判断できる金額は幾らになるのか。それは、この令和六年度の決算書・事業報告書の何ページになるのか、それちよつと説明してください。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）十二番、大谷議員の御質問にお答えいたします。

令和六年決算書、三ページ右下を御覧ください。

二百五十五万五千九百六十六円の黒字となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）二百五十五万五千九百六十六円、これ預金も利益も全部含んで、これだけですか。どこかに預金、もつとありましたやろ。

南都銀行に預金、何ぼか預けてますやないの。

○議長（岩本 孝） 杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦） お答え申し上げます。

現金預金の残高といたしましては、五ページに記載しております一千百五十七万五千六百五十八円がございます。さらに別途、預金といたしまして、五百万円がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） それだけの預金、利益が上がってるんですけども、この十二ページを見てください。

十二ページの固定負債、長期借入金、五條市から借り入れしてる金額、十三億五千五百六十八万円、これ借入れしてますやろう、決算で。今、一千何ぼの預金と利益、答弁ありましたわな。そこから、これ一円もこれ貸してもうてる五條市に、これ返済してないんですか、一円もこれ。

この五條市の基金運用状況調書を見ますと、これ五年度ですわ。五年度で土地開発公社へ貸してるのが十三億五千五百六十八万円貸してますねん。ちようどこの令和六年度の決算書の十二ページの十三億五千五百六十八万円と、これ一致しますわな。だから、一円も利益、預金あるのに返してないということなんやな。

だから、やっぱりこれ五條市の基金もいつなんどき使わなあかんか分からんわけですから、もつと借りたもんはたとえ相手が五條市であっても、誠実に返したってください。頼んどきます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 令和七年度補正予算第一号の二ページの支払い、支払資金の五番目の用地取得造成事業費、これはどこなのか。まず、この御説明いただきたいと思えます。

○議長（岩本 孝） 杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦） 九番、山口議員の御質問にお答えいたします。

五番、用地取得造成事業費でございますが、こちらの内訳といたしましては、駅前駐車場の整備工事費用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）バスターミナルを造るためのお金だと思うんですけども、これ用地を買うんですか。ほんで、どこにどれだけの広さのものを買うのか、教えていただけますか。恐らく二か所でしょうかね。何か所になるんかとか、その詳細を教えてください。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）お答え申し上げます。

二ページ（五）の用地取得造成事業費といたしましては、こちら駅前臨時駐車場の整備の工事費用が主なものとなっております。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら、用地は取得しないで、工事費のみの計上という。それは一体どこですか。うちの公社の土地ですやろう。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）お答え申し上げます。

五条駅前整備事業用地となっております五条駅東側の、今現在、臨時駐車場として運用させていただいてる場所のさらに東側の土地について、こちらも公社用地ではございますが、こちらの造成工事を行う予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）長期借入金現金の明細書をつけてきてくれます、この六年度の事業報告の一番最後のページなんですけれども、ここでこの南北道連絡事業用地とか駅前広場の整備用地、北はないかと思うんですけども、五条駅前の整備事業用地にかかるところだと思うんですけども、それ何平米をどこで工事されるのか、教えてください。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）お答え申し上げます。

現在、臨時駐車場として活用しております面積といたしましては、二千三百五十二平方メートル、これに今回の整備事業で一千八百四十五平方メートルを加えます、四千九百九十七平方メートルの用地となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これが駐車場に、JRとそしてJRバスの代替地として開発を行うところですか。

もともとは北海道の用地だったのか、その辺、いかがですか。たくさん用地があつて、分かるんですよ、場所は。分かるやけれども、それもともとの目的で取得した土地なのか教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）お答え申し上げます。

こちらのただいま臨時駐車場として使用しております土地につきましては、もともと五条駅前整備事業用地となつてございまして、北海道連絡用地につきましては、こちらのさらに南側に位置するところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先にそこを整備してから次の段階に移ると思うんですけども、そのJRとかの用地取得に関して、この事業計画には載せてないんですけども、もう載せなアカんのちゃうんですか。令和七年度で買いにかならなアカんと思うんですけども、その辺の時期、また補正予算を組まれるんですか。それを教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）杉村土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）お答え申し上げます。

本年度の用地の買戻しついでというのが計画されているものと存じておりますので、本年度、また補正を行いまして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）一般質問でも申し上げたんですけども、当然、五條市の土地も含めて開発にかかるわけですけれども、余計なものを買わへんと思うんです。しかしながら、しっかりとした計画をもって用地取得にかならないと、また買い求めやなアカんという事態にならないよな形。そして、恐らく売主としては残地なんか残さんと、ごそつと買うてくれよと思うんですけども、その辺の有効な土地の使い方も計



画していただいて、今後、駅前広場の整備に取りかかっていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま杉村土地開発公社事務局長から御報告があつたんですけれども、一部、訂正がございます。

令和七年度の事業計画書の予算書・資金計画書を御覧いただきたいと思ひます。

三ページでございます。

三ページの真ん中ら辺、収入の部では、第一款、土地開発公社事業収益といたしまして、事務局長のほう、二億三千三百八十三万八千円と御答弁のほうをいたしました。正しくは、二億三百八十三万八千円でございます。申し訳ございません。

失礼いたします。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

以上で、報第六号の報告を終わります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について。

○議長（岩本 孝）報告を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程いただきました報第七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、御報告申し上げます。

お手元の別冊資料、令和六年度事業報告書、第五期の三ページを御覧いただきたいと存じます。

令和六年度の事業の実施状況でございます。

初めに、指定管理事業の実施についてでございます。

大塔町公の施設の指定管理者として、令和三年度から「大塔山村体験実習センター」、 「大塔総合案内センター」及び「大塔郷土館」の三

施設について管理運営事業を行ってきました。

施設の運営については、令和五年十月から大塔郷土館では株式会社イトバナシ様の協力により、運営を行ってまいりましたが、十一月をもって終了し、地域商社による営業再開に向け準備を行ってまいりました。

次に、地域商社産業創出事業の実施についてでございます。

令和二年度から行ってまいりました地域商社産業創出事業ですが、柿の葉を活用した葉っぱビジネスでは、西吉野町及び黒駒町に植え付けた柿の木の育成を行っております。葉の収穫までにはもうしばらくかかる見込みとなっております。

次に、業務の状況についてでございます。

令和六年度は市役所からの出向者の引上げと役員の削減、経理担当者の退職に伴い、従来本部で行っていた業務を星のくくの職員と商工会への委託で行い、経費の削減に努めました。

指定管理事業については、施設間での協力に取り組み、令和六年度の当期純利益金額は二百五十六万二千五百三十一円となりました。

部門別事業といたしまして、初めに指定管理事業についてでございます。

三ページ下段から四ページを御覧ください。

令和六年度の大塔町公の施設、「ロッジ星のくに」、「道の駅吉野路大塔」、「大塔郷土館」の指定管理事業の状況について、御報告いたします。

「ロッジ星のくに」では、主に宿泊業務、食事、天体観測会等の営業を行う中、一般の方の利用のほか、市内小学校の野外活動の利用がありました。また、市外での出張観測会などを行い、当該施設のPRを実施しました。令和六年度の利用者数は三千六百三十三人、当期売上高は一千七百三十八万八千七百七円となりました。

次に、「道の駅吉野路大塔」では、店舗では土産物やジビエなどの販売のほか、市内事業者の商品の取扱い、ふるさと納税返礼品の出品を行ってまいりました。令和六年度の利用者数は二万九千五百五十四人、当期売上高は三千八百九十九万七千三百二十八円となりました。

最後に、「大塔郷土館」では、株式会社イトバナシ様による営業が終了し、地域商社による営業再開を目指し準備を行い、令和七年四月二十六日より再開しております。令和六年度の利用者数は三千九十八人となっております。社会貢献事業といたしましては、夏休みの子供と保護者を対象に望遠鏡工作を行うイベントを六回行い、四十七組五十四名の参加がありました。

続きまして、令和六年度の決算状況について、御報告申し上げます。

別冊の決算報告書の二ページ、貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部、合計が四千六百八十六万五千四百二十一円。右側中段、負債の部の合計が七百七十万二千六百七十一円で、同じく右側下段の純資産の部、合計が三千九百十六万二千七百五十円となっております。負債及び純資産合計が四千六百八十六万五千四百二十一円でございます。

次に、三ページの損益計算書を御覧ください。

右端の欄、上段の売上高合計が七千九百三十六万九千八百八十一円、中段の売上原価が二千六百二万二千四百一円、売上総利益金額が五千三百三十四万六千七百八十円でございます。

次に、四ページを御覧ください。

右端の欄、中段の販売費及び一般管理費合計が五千九十四万二千五百八十一円で、営業利益金額は二百四万四千百九十九円となり、営業外収益合計の九十八万四千八百九円を加え、経常利益金額は三百三十八万九千八百八円でございます。法人税等の八十二万六千四百七十七円を差し引いた当期純利益金額は二百五十六万二千五百三十一円となります。

次に、五ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

資本金の当期首残高、当期末残高、二千九百三万円で増減はございません。

六ページにあります個別注記表につきましては、後刻、御清覧願います。

以上で、令和六年度の五條市地域商社株式会社の事業報告並びに決算報告とさせていただきます。

続きまして、令和七年度の事業計画及び収支予算についてでございます。

お手元の別冊資料、令和七度事業計画書、第六期の二ページを御覧ください。

二の指定管理事業でございます。

令和三年度から指定管理者として大塔町公の施設の管理運営を行っており、指定管理期間の最終年度となり、本年度運営を再開した「大塔郷土館」を軌道に乗せるよう経営を行い、各施設連携を取りながら情報発信を行い、効果的で効率的な事業展開を目指してまいります。

三の地域商社事業でございますが、令和七年度は市内各種事業者との連携をさらに強化し、地域資源の掘り起こしや組合せ、商品化などに取り組み、市内産業の全体的な活性化を目指してまいります。

次に、四ページ、収支予算書を御覧ください。

予算につきましては、前年度対比でお示ししております。

当期収入は一億二百四十七万一千円に対し、当期支出は九千七百三十四万六千円としており、当期収支差額は五百十二万五千円の単年度赤字を見越しております。

前年比減収見込みの主な理由といたしましては、令和六年度の純利益金額を踏まえ、レストラン営業を含む道の駅及び今年度営業を再開した大塔郷土館の売上増収を見込んでおりますが、宿泊事業については伸び悩んでいることから、結果的に利益金額の縮小を見込んだものとしております。

以上で、報第七号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）令和六年度事業報告、第五期の分の三ページ。

令和五年十月から大塔郷土館では株式会社イトバナシ様の協力によりってなっとんやけれども、これ翌年も書いてないけど、これ十月と十一月だけの二月で終わった。その終わった理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）大塔郷土館では昨年十一月からイトバナシ様が撤退しております。業績不振と雇用継続が困難であったことが原因だと伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これはそしたら業者、地域商社とこの業者との間やさかいに、違約金とか契約とかはなかったんですか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

契約金はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この部門別の事業でちよつと聞きたい。この「ロジ星のくに」、これ星の天体観測をする場所と思うんですけども、この観測できるドームですかね、このバンガローにこういうドームついでって、開けてこう見るようになってしまったと思うんですけども、あれは今現在も使われておるのか。私、これ昔、この工事に行つたことがありまして、何基あつたか、二基か三基あつたと、ちよつとろう覚えなんですけれども、二基ぐらいあつたん違うかなと思うんですけども、今、その台数が稼働してるのか、ちよつと教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）八番、福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

三基、三施設ございまして、全部動いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）望遠鏡、このドームになったところは回って、あれ手動やったと思う、どう変わつとるか分からないんですけども、あのレンズ等は今もう三十年、もつとなるのかな、経年劣化とかそういうふうな不具合とかはないんですか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）昨年度、修理等をしていると聞いてるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（岩本 孝）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）あの辺、私も子供連れてドームのところで寝転んで星を見る会とか、子供が小学校のときに行かせてもらいました。大変、星のきれいな場所、そして寝転びながら空を見上げるつちゆう、そういう体験もさせていただいたんですけども、この星を見ると、あそこは大阪からも遠く、星のきれいな場所とされております。できた当時は、こちらが子供が小学校か中学校時代でしたかね、なかなか予約も取れないほど栄えつたと思うんですけども、今後そういう星の見える唯一の場所ということ、しっかりとアピールしていただいで、鋭意努力していただきたいと思うんで、どうかよろしく願いしときます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この地域商社に関しましては、最終年度の指定管理になるかと思うんですけども、今後の地域商社の在り方。最初に地域商社を立ち上げたときには、いわゆるもうける、地域で稼げる業者という。そして、また地域で雇用を生み、そして地域の商品を開発して売っていくということを大きな目的としてやっていたいております。

今の予算書を見させていただいても、雇用の人数が恐らく減るんだろうと思います、給与も減っておりますし。この後の七年度の事業終わった後、地域商社に対しての考え方というのはどういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、毎月一回、市担当者と理事の方々と懇話会を実施してございます。その中で協議、進めてございますけれども、現在のところ、まだ答えというものは出ておりませんが、継続して協議してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）民間の方、しっかり汗をかいて、いろんなことを取り組んでいただきました。その中でもやはりコロナの影響もあって、なかなか事業が前向いていかなかったという点もございまして、もう今年度、しっかり方向を決めておかないと、また二千七百万あまりの指定管理料を出してやり続けるのか。その辺の計画を立てないといけないと思います。

そして、「ロτζジ星のくに」なんですけれども、望遠鏡等あってよろしいねんけれども、肝腎の本棟のほうがいゆるバリアフリーになっ  
ていないところ、風呂に入るのでもまだ階段だし、個室の部屋のトイレがそれぞれ共同のトイレであつたり。もう今の時代にそぐわない形の施設であるのかなと思います。

ですんで、その辺のことも含めて、今年度中に結果を出していかなあかのちやうかなと思うんですが、市長、その辺、いかがですか。

○議長（岩本 孝）平岡市長。

○市長（平岡清司）議員お述べのとおりかなと私も思っていました、地域商社の方々の本当に御努力をいただいて、いろんな形でやっていただいておりますけれども、なかなかうまく活用できてないという面があるのかなと思っております。

私、就任当初もこの指定管理、もう出されておったのであれでしたけど、閉めればゆくゆくは二千八百万ぐらい浮くのかなと、単純計算すると。しかし、それがいいのか悪いのか、もつともつといういろんな判断をしていかなければならないと思っておりますし、やはりもう来年の三

月で終わりますので、当然、今から考えていかなければならないんですけれども。これからもっと多くの皆さんに来ていただく施設とするならば、やはりお金をかけていかなければならない。そして、昨日からお話をさせていただいたように、五條市全体のまちづくりとして、どうあそこによくの皆さんに来ていただけることができるのか。そんなこともまず検討していかなければ、あまり時間はないですけど。そんな中でまたいろんな御意見をいただきながら、どういう形がいいのか。閉めるっていう考えも当然持ってますし、これから続けようとするならば、やはり今、バリアフリーであったり、いろいろ施設の改修、そんなことも踏まえて検討してまいりたいというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

以上で、報第七号の報告を終わります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）報第八号 令和六年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（岩本 孝）報告を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲）失礼します。

ただいま上程いただきました報第八号 令和六年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

令和六年度の繰越明許費につきましては、全十事業、四億二千八百四十九万八千四百四十円を翌年度へ繰り越したことについて、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定に基づき、繰越計算書により報告を行うものがございます。

議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

各事業の概要につきましては、三月定例会等において既に御説明申し上げますので割愛をさせていただきます、繰越理由と繰越理由別の合計金額を繰越計算書の各事業名で報告させていただきます。

初めに、経済対策等の国補正予算に伴うものとして、一行目の物価高騰対策支援給付金事業、三行目の地域振興券事業の二事業、

合計一億七千三百二十九万一千四百円でございます。

次に、国・県の補助事業追加採択等に伴うものとしたしまして、八行目の農村地域防災減災事業、九行目の農業用水路等長寿命化・防災減災事業の二事業、合計四千四百七十一万円でございます。

次に、補助金・負担金交付先の事由、その他外的な要因によるものとしたしまして、二行目の美しい森林づくり基盤整備事業、十行目の都市公園施設長寿命化対策事業の二事業、合計二千九百三十万八千円でございます。

次に、地元調整、事業間調整等の事由によるものとしたしまして、四行目の大塔ふれあい交流館改修事業、五行目の道路維持補修事業、六行目の道路新設改良事業、七行目の橋梁長寿命化修繕計画事業の四事業、合計一億七千八百九十四万四千四百円でございます。

繰越事業につきましては以上でございます。

未完了の事業につきましては早期完了に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岩本 孝）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）四ページなんですけれども、この地域振興券の印刷事業のお金って分かりますか、幾らかかったか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

印刷、封入等の業務委託として発注してございまして、金額は百二十七万四千九百円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これはこれとしてありますんやけれども、最近、デジタル化で携帯でやったらポイントが仮に一万円やったら一万二千円分の買物ができるとか、一万二千円と違っていうのがあちこちの市のほうでやっとならみたいやけれども、今後、そういうのも一つ考えていただいて、紙媒体じゃなしに、そういうデジタルでやっていく方向も考えていただけたらありがたいなと思っておりますので、意見として提案させていただきます。（「九番」の声あり）



○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）同じく地域振興券でございます。六月二十日まででしたか、この使用期限。何所帯の方にお配りして、何所帯分戻ってきているのか。まず、それを教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

發送件数といたしましては、一万三千三百五十件でございます。手元に届かなかった振興券としましては四百三件ございましたが、取りに来ていただく等していただいてまして、六月十日現在では残り二百六十六件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）届かなかった、書留と一緒になんですから、当然、不在通知が入って、ほんで郵便局に取りに行って、それで取りに来られない方が四百三件あって、こちらへ戻ってきたという。そのうち、残つとんのがまだ二百六十六件。こういった方々に対してのお知らせ、どのようにされるんですか。もうほんまにせっかく国の経済対策の予算でございますんで、一人でも多くの方に使っていただいてこそ値打ちがあると思うんですけれども、周知の仕方、取りに来られない方の周知について教えてください。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

市のホームページ、LINE等を使いまして、周知してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）もうほんまに日僅かです。ほんで使いきらな、二十日までに使いきらなあかんということで、早急にお願いしたいと思いません。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

トイレ休憩のため、二時二十分まで休憩します。

午後二時五分休憩に入る

午後二時二十分再開

○議長（岩本 孝）休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第五、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十六号 五條市税条例の一部改正について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）失礼します。

ただいま上程いただきました議第三十六号、五條市税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和七年三月三十一日に公布されたことに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六ページを御覧願います。

まず、第十八条に規定されている公示送達の方法について、インターネットを用いる公示方法の定義を示した省令の改正に伴い、改正するものであります。

次に、第十八条の三につきましては、地方税法の改正に伴い、文言の整備を行うものであります。

次に、第三十四条の二につきましては、個人住民税の控除すべき金額に「特定親族特別控除額」を加えるものであります。

次に、第三十六条の二第一項につきましては、「特定親族特別控除」の創設に伴い、公的年金受給者の個人住民税の申告に係る規定の整備を行うものであります。

次に、第三十六条の三の二につきましては、個人住民税の控除を受ける者に「特定親族」が追加されたことにより、文言の整理を行うものであります。

六ページ下段から七ページ上段を御覧願います。

第三十六条の三の三につきましても、個人住民税の控除を受ける者に「特定親族」が追加されたことにより、文言の整理を行うものであります。

次に、七ページから八ページを御覧願います。

附則第十六条の二の二につきましては、「加熱式たばこ」に係る「たばこ税の課税標準の特例の規定」が新設されたことによる規定の追加であります。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

八ページ下段から九ページを御覧願います。

まず、附則第一条では、この改正する条例の施行期日について、それぞれ定めております。

九ページから十ページを御覧願います。

附則第二条では公示送達について、附則第三条では市民税について、附則第四条ではたばこ税について、それぞれ経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）百三万円の壁とかいうことで控除額が引き上げられたということになるかと思えます。そして、また、大学生も百五十万円まで控除になるといふ。これ五條市においては減額になると思うんですけども、どれぐらいの減額になるか教えてもらえますか、見込額。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、扶養控除の要件の引上げでございますが、こちらにつきましては現在、令和七年度の状況で勘案して考えますと、大体十三名の方々が該当するようでございます。金額にしまして五十八万五千円の控除額。

それと大学生等の特別控除の創設につきましては、現在では三十八名の方が該当なされて、百十万円の影響ということでございますが、これはあくまでも令和七年度の課税を基に推定してございますので、実際は一月一日施行ということですので、来年の課税からということですので、実際とは異なる場合がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ、たばこ税も引き上げられるということですね。どれぐらい引き上げて、総額幾らぐらいの税の増収になるか教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁申し上げます。

たばこ税につきましては、まず一点目が紙巻きたばこ加熱式のたばこの負担を軽減するということが今回の改正になってございまして、二円から五円程度のまず加熱式たばこの増額となっております。

それに加えて、令和九年度からは紙巻きたばこも加熱式たばこも段階的に一本当たり〇・五円ずつ引き上げるといような改正になってございます。

たばこ税につきましては年々減収傾向にございまして、この改正によってどのぐらい増収っていうのはちょっと見込むのは難しゅうございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大体一億七千万円ぐらいあったような記憶なんですけれども、そういったところでやはりたばこ、健康上の問題でやめられる方、多くいらっしやるし、ここまで上がってきたらもうたばこはやめやという方がいらっしやると思うんで、そのぐらい税の増収にはならんのかなと思うんですけども、やはりこういういったことをしっかりと市民の皆様は、税金も五條市にとっては減額になるんですよ。そして、たばこ税も上がりますよという告知もしていただいていたので、健康増進につながるような話もしていただきたいと思っております。よろしくお願

いたします。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第六、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十七号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十七号 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定が行われ、五條市内全域が規制区域となったため、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止するもので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例の本則でございますが、「五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成二十八年六月五條市条例第二十八号）は、廃止する。」としております。

次に、附則でございますが、第一項で施行期日を公布の日と定めております。第二項から第六項までは、経過措置について定めております。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第七、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十八号 財産の取得について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）失礼します。

ただいま上程いただきました議第三十八号 財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、職員が業務で使用する庁内事務用ノートパソコンを更新するため、その取得に当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。それでは、契約内容につきまして、御説明申し上げます。

取得する財産の一、名称及び数量は、ノートパソコン三百五十五台でございます。

二、契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。予定価格、税抜き八千七百六十三万九千九百八十五円に対し、三、入札金額は税抜き四千六百九十八万八千八百円、四、契約金額は税込み五千六百六十八万七千六百八十円。五、契約の相手方は京都府福知山市字天田三百九十

一番地の乙、株式会社堀通信 代表取締役 堀 康人でございます。

なお、納入期限は、令和七年七月三十一日（木）としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）まず、条件付一般競争入札、この条件付の入札というのはどういった条件でございましょうか。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）失礼します。九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、条件付一般競争入札の条件でございますが、市の登録業者である会社でありますとか、税の滞納がない会社、あるいは暴力団排除措置要件などに該当しないなどの要件を付してございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）このノートパソコンをまた条件が何ギガとかいう、そういった入札条件があつて価格帯を決められたと思うんですけども、仕様というのはどういった仕様のパソコンですか。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁申し上げます。

パソコンの仕様、性能でございますが、CPUがインテルコアi5以上でございますとか、メモリが八ギガ、あるいはSSDが五百六十ギガ以上、OSはWindows 11 Professional等のスペックを条件として記載してございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）予定は八千万円あまりにしておつて、その入札が四千六百万円で税込みで五千万円。かなり安く入札執行されと思うんですけども、何年に一回、このノートパソコンを買い換えなあかんのか。その辺を教えてくださいませんか。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

六年に一度の更新となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三百五十五台を全て入れ替えるという。全ての職員さんにこのパソコンが行き渡るわけですか。会計年度の職員の方はこの

パソコンは使わないんですか。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁申し上げます。

この三百五十五台は総保有数の一部でございます。全体といたしまして、五百五十三台のパソコンを保有してございますが、今回更新の時に当たるのはこの三百五十五台となっております。

なお、職員につきましては三百六十九名、一般職員には全員に配付をしております。会計年度任用職員につきましては、その業務等について、所管課から使用が必要である担当と見込まれる場合には申請をいただいて、それを付与しておるところで、その配付数が五十二人というふうになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本 孝）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）先ほど、五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の廃止につきまして、御説明させていただきましたが、条文の間違いがございましたので、訂正させていただきますと思っております。

私、条文、地方自治法第七十九条と申しましたが、第九十六条の間違いでございました。

大変申し訳ありませんでした。おわび申し上げます。訂正させていただきます。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第八、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第三十九号 財産の取得について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）ただいま上程いただきました議第三十九号、財産の取得につきまして、提案理由の御説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の議案書十五ページを御覧願います。



本市において令和二年度から市内の公立小・中学校に導入しました児童・生徒用の学習用端末、いわゆるノートパソコンのリース期間が本年度中に満了すると同時に、ノートパソコンの耐用年数が経過し、更新時期を迎えていることから、県全体での共同調達により購入することについて、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第三条の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

取得する財産の名称及び数量は、小・中学校児童・生徒用端末ノートパソコン、一千四百五十台でございます。

契約の方法は随意契約、入札金額は税抜きで七千二百二十一万円、契約金額は税込みで七千九百四十三万一千円、契約の相手方は奈良県奈良市高天町十の一、T.T.ビル四階、キステム株式会社（奈良本社） 事務統括取締役 井門英也でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）随意契約ってなっとんやけれども、これ随意契約に至った理由について御説明願います。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今現在、奈良県におきましては、奈良県域学校教育DX推進連携協議会というのがございまして、奈良県の市町村が加入しております。その中でパソコンの購入につきまして議論をいたしまして、一括購入という方向で決まったということで、奈良県が一括入札を行った単価契約での随契というところになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら、これは高くはなしに安いということですか、一台当たりの単価、普通に比べて。

○議長（岩本 孝）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）県内の台数の全ての購入の部分、約四万五千台という形にはなるんですけども、数が多いということで安価という考えでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 固めて買うたら安いってというのは分かるんやけれども、これ実際、安いのか。その点、教育委員会で調べたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩本 孝） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 定価にして、定価から約一万円程度の安さということで、安いという判断は、詳細には調べてはいないんですけれども、安価ではあるのではないかとという判断はしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これ一千四百五十台、これで全小・中学校の生徒に行き渡ると思うんやけれども、実際、その一割って、こんだけの台数買って、それも四万五千台買ってっていうのは、ちょっときちっと調べてもうたほうがいいんとちゃうんかなと思いますんやけれども。明日の総務文教常任委員会で議論してくれると思うんやけど。

私のほうからはちよつとその一割程度っていうんやったら、値段あまり安くないんと違うんかなということだけをお伝えしときます。

○議長（岩本 孝） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝） 次に、日程第九、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第四十号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 失礼します。

ただいま上程いただきました議第四十号、令和七年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第一号）の六ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ八千八百八十二万七千円を追加し、総額で二百三億八千八百八十二万七千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

六ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、自治振興費の百八十四万八千円のうち、コミュニティ助成事業補助金の百三十万円でございますが、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用し、自治会が整備するコミュニティ活動備品の助成を行うため、所要の額を計上するものでございます。

次に、集会所建設事業補助金の五十四万八千円でございますが、自治会が整備する集会所の改修費の一部を補助するため、所要の額を計上するものでございます。

次に、西吉野支所費の四百九十万六千円でございますが、西吉野支所庁舎を宗絵公民館に移転するための改修工事設計費として、所要の額を計上するものでございます。

次に、徴税費、税務総務費の七千四百四十三万九千円でございますが、令和六年度に実施した定額減税補足給付金の給付額に不足が生じた方などに給付を行うため、所要の額を計上するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、介護保険推進費の二百三十六万九千円でございますが、介護保険特別会計における介護保険料の算定基準額の改正に伴うシステム改修費の補正により、同特別会計に対する繰出金を追加するものでございます。

次に、消防費、消防施設費の百二十六万五千円でございますが、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用し、消防団本部活動備品の整備を行うため、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

国庫支出金において七千四百四十三万九千円を、繰入金において二百九十八万八千円を、諸収入において二百三十万円を、市債において五十万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 六ページの支出のほうなんですけれども、西吉野支所。これ宗検公民館の改修工事やと思うんですけども、この金額でどれだけの工事をするのか、具体的に教えていただけますか。

○議長（岩本 孝） 小田西吉野支所長。

○西吉野支所長（小田光章） 十番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の設計業務委託料でございますけれども、設計にかかる人件費、また人件費にかかる諸費用と、あと技術料経費の合計で四百三十三万円、あとアスベスト調査費用として十三万円、これらを合算しまして四百四十六万円となりまして、それに消費税を加えまして四百九十九万六千円の設計となっております。設計にかかる費用となっております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 同じく六ページのコミュニティ助成補助金。これ、こういったコミュニティ事業でどこの事業いますんか、団体になるのか教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらは南宇智自治連合会の行うコミュニティ助成活動費としての、対象としまして備品でございます。テーブルが二十二本、椅子が四十六脚等でございます。こちらの活動にかかる備品の整備にかかる費用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） その下の集会所建設補助金追加というのも、これも南宇智、どこの自治会ですか。

○議長（岩本 孝） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）お答え申し上げます。

東釜窪町自治会のこちらは集会所の屋根の修繕工事の補助金でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）続いて、先ほどの説明で消防施設費の消防機材購入追加ということで、これもコミュニティ事業という御説明ございましたけれども、これ、どこの消防団ですか。

○議長（岩本 孝）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）御答弁申し上げます。

五條市消防団ということで、消防本部に常駐させていただきたいと思っております備品でございます。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）五條市の消防本部、五條市で使うのに、市が使うのにコミュニティ事業を使ったということですね。

歳入のほうで雑入のところ助成金が二百三十万円となっておりますけれども、これ皆足したら二百三十万円どこの話じゃないと思うんですけれども、これ全てがコミュニティ事業いうか、何割かコミュニティ事業になる。負担があるのかないのか。全てコミュニティ事業で賄えるのか。計算合わへんねんけど、二百三十万円。

○議長（岩本 孝）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁申し上げます。

まず、コミュニティ助成事業、百三十万円。先ほど御答弁申し上げました南宇智自治会にかかる費用でございますが、こちらは歳出百三十万に対して、自治総合センターから雑入として百三十万円が入ってきます。

自治会の負担としますと、一万三千四百円だけ自治会の負担となるというふう聞いてございます。

それから、先ほど御質問いただきました、消防団の関係経費でございますが、こちらコミュニティ助成事業として消防団の資機材、LEDの蛍光灯であったりポータブル蓄電池を買うものがございますが、こちら備品購入費が百二十六万五千円。こちらにつきましては百万円の自治総合センターからの雑入として入ってございまして、残り二十六万五千円は一般財源という形になってございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それで納得ができました。

このコミュニティ事業、多くの団体、市内の団体の方が応募されて、なかなか採択に至らない。ほんで、また同じ事業で申し込むんですけども、市内でも競合してしまって、なかなか一番くじを引けないような状態で、そしてまたそれを県に持っていても、県で修正かかって、県で排除されてしまう。県のは通って、総務省のほうへ送られるんですけども、そこでまた失格というふうな形になった団体、私存じ上げておりまして、本当にこのコミュニティ事業を真剣に、地域のために使っていくということと苦勞されて申請するわけです。しっかりと押しをしてほしいと思います。市からの補助金、そういった補助金がまだ足らんさかいに、こういった事業にお願いせなしやあないということと、幅広く門戸を広げて市民の諸団体の方に使えるような形を幅広くお願いしたいと思います。

これはお願いだけでよろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第十、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第四十一号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明を求めます。馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十一号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ二百三十六万九千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十一億八千七百四十六万九千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出予算から御説明を申し上げます。

一款 総務費、一項 総務管理費、一目 一般管理費二百三十六万九千円につきまして、介護保険制度の一部改正が実施されることから、介護保険システム改修業務委託料を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰入金において、二百三十六万九千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第十一、請願第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）請願第一号 狹隘道路における救急車の通行問題に関する請願。

○議長（岩本 孝）請願の趣旨説明を求めます。十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました請願第一号 狹隘道路における救急車の通行問題に関する請願について。請願書を朗読して、請願の趣旨説明とさせていただきます。

狹隘道路における救急車の通行問題について

平素より、地域の安全・安心を守るために御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、南阿太地区の市道において、急病人や事故などの緊急事態における救急車の通行に関して、大きな問題が発生しております。

先日、この狹隘道路沿いの住民が救急車を要請し、救急車が通行する際に幅が狭く進入が困難となり、傷病者の収容に時間を要した事案

が発生しております。

このため、今後も迅速な対応が求められる場面で救急車の到着が遅れる可能性があります。高齢化が進む中、行政は住民の生命を守っていただくことが重要となっております。

どうか趣旨を御理解いただき、下記の事項に取り組んでいただけますようお願いいたします。

①道路幅の拡張…特に通行が困難な区間について、道路幅を広げることができるか検討いただきたい。

②小型の搬送車の導入…本地域のみならず、市内の多くの場所で狭隘な道路があることから、全国的にも運用の実績があると聞いている、軽自動車タイプの搬送車の導入を検討していただきたい。

地域住民の安全を守るために、行政として速やかに対応していただけますよう、心よりお願い申し上げます。  
以上のとおり、お願いいたします。

○議長（岩本 孝） 請願の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本請願につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本請願を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕



○議長（岩本 孝）起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）失礼いたします。

私、先ほど山口議員の御質問の中で、LEDバッテリーにつきまして、五條市消防団本部と答弁するところ、五條市消防本部と答弁いたしました。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（岩本 孝）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十一日から二十三日まで休会とし、次回、二十三日午前十時に再開して議案審議を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時七分散会

